

★ものしり先輩★に教わる

健康保険のはなし★

★ものしり先輩★

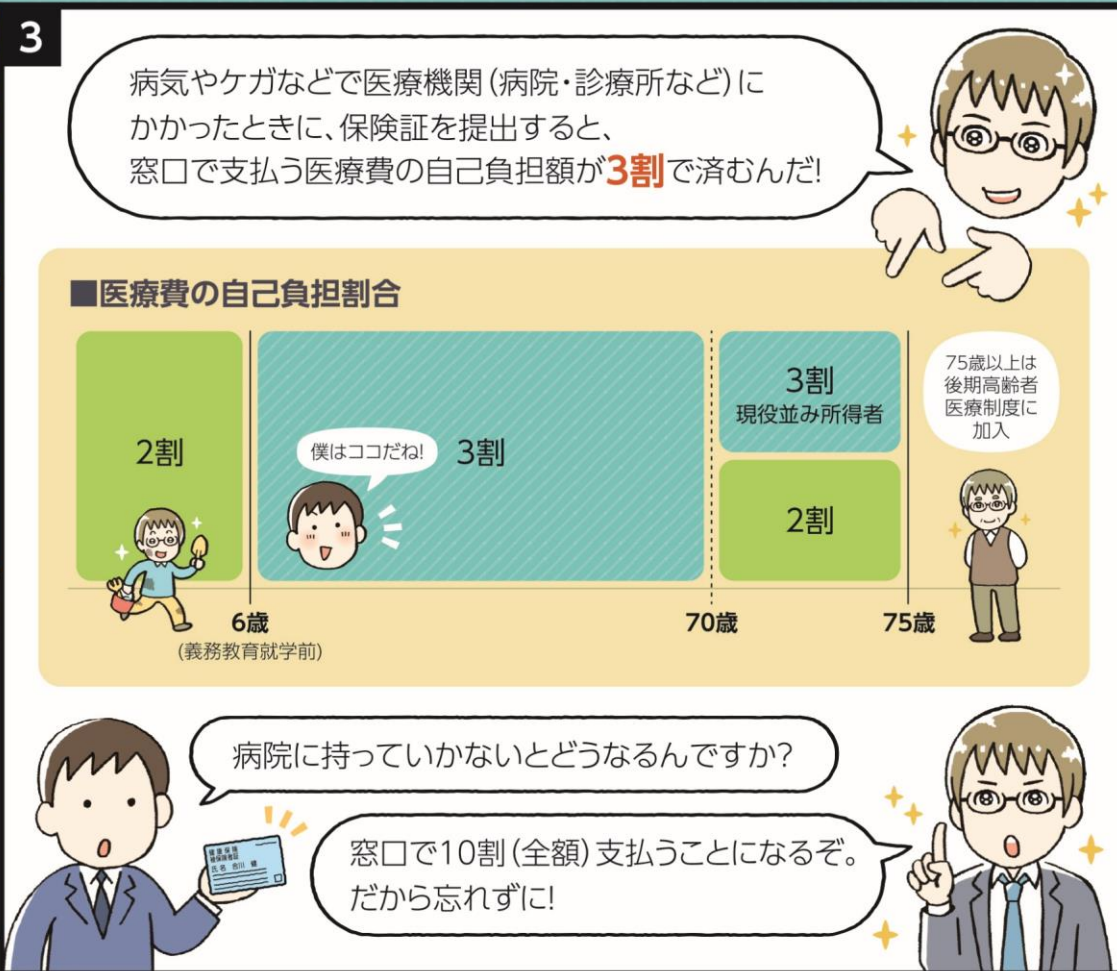
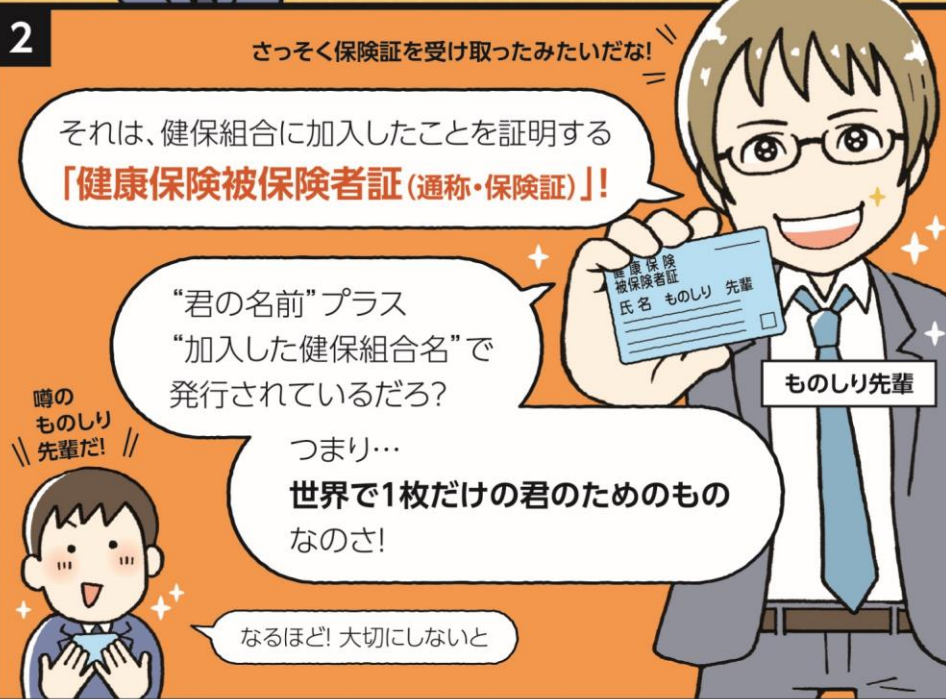
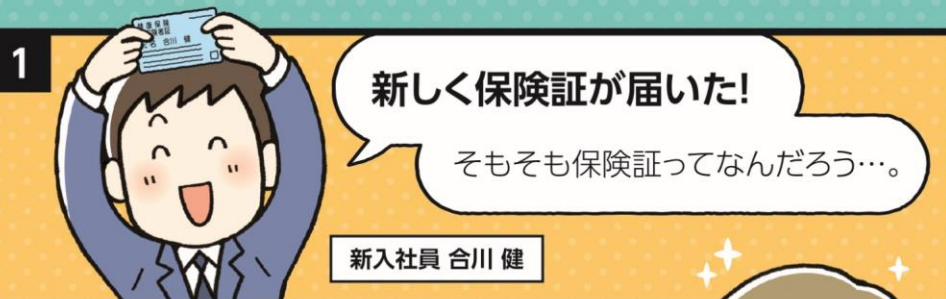
新入社員
組山 保子

新入社員
合川 健



スタンレー電気健康保険組合

1 「健康保険証」って、なに？



マイナンバーカードは保険証として使えるようになる

マイナンバーカードは、医療機関にあるカードリーダーに「ピッ」とかざすだけで、保険証として使えるぞ。ただし、保険証として使用するには「**申し込み**」(1回限り)が必要だ。マイナンバーカードに対応していない医療機関などでは、引き続き保険証で受診しよう。 ※健康保険証は2024年秋に廃止予定

⚠ 注意！
保険証利用の申し込みには
マイナンバーカードが必要だぞ！

2 「国民皆保険」って、どういう意味?



公的な医療保険と民間の医療保険の違い

公的な医療保険は、健康保険組合や国民健康保険(国保)など全国民が加入する保険だ。
民間の医療保険は、個人が任意で契約する保険で、入院や手術などの際に、契約内容に応じた
給付を受けるものになるぞ。(ちなみにペット保険は民間の保険オンリーだね)

種別	公的な 医療保険	民間の 医療保険
加入資格	全国民が加入	加入は自由 (条件あり)

3 「健康保険組合」は、なにをやるどころ?

1



「けんぽ」って聞いたことあるけど、なんのことかな?

けんぽ? ケンポ? kenpo?

新入社員 組山 保子

2



けんぽ 健保ともいう!

正しくは、健康保険組合 (通称・健保組合)!

健保組合の仕事は、**「病気・ケガなどの保障 (保険給付)」**、**「病気・ケガの予防 (保健事業)」**という、主に2つの大きな仕事をしているぞ。

健保組合の財源は、君たちと会社が納める健康保険料*だ。

※健康保険料については4話を確認しよう

3

みなさんをサポートする

健保組合の2つの大きな仕事

病気・ケガなどの保障

(保険給付)

業務外の病気やケガ、出産、死亡、休職などに対して、必要な医療費の支払いや手当金を支給する仕事です。



病気・ケガの予防

(保健事業)

健康で健やかな毎日を送れるよう、病気の予防や早期発見の手助けをしたり、健康増進のためのさまざまな事業を行う仕事です。



心強いですね!
ちなみに、歯科医院でのホワイトニングは…?

もちろん自腹 (保険適用外) だ!



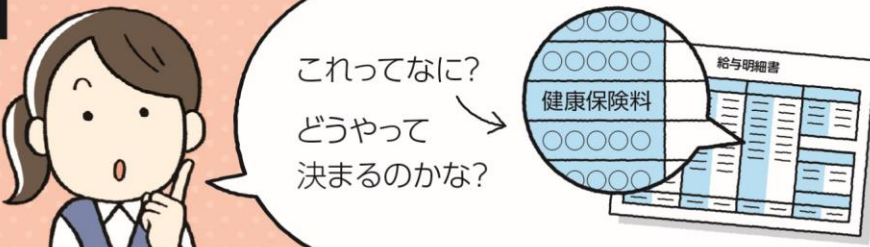
業務中に病気やケガをした場合

仕事中・通勤中の事故などが原因で、労働者が病気やケガをした場合に補償してくれる保険を「労働者災害補償保険 (労災保険)」というぞ。治療費や休業時の賃金などの補償を受けることができるんだ。労災保険は、個人で加入するものではなく、会社が加入するもの。労働者が安心して働くことができるようにつくられた制度なんだ。



4 「健康保険料」は、どうやって決まるの？

1



これってなに？
どうやって決まるのかな？

2



いいところに目をつけた！
さっそく詳しく見てみよう！

保険料はこうして決まる

毎月納める保険料 = 4・5・6月給与の平均額 (標準報酬月額) × 保険料率

賞与から納める保険料 = 賞与額 × 保険料率

3



実際に計算してみよう！
給与が大幅に変わったときなどにも再計算されるぞ。

スタンレー健保組合の保険料率は、9.0%
負担割合は 君たち:会社 = 4.5:4.5だ！

君たち	会社
4.5%	4.5%

君たちの健康を守るため、
会社(事業主)も
健康保険料を負担
してくれているぞ！



例 4・5・6月給与の平均額 (標準報酬月額) 20万円の人

4・5・6月給与の平均額 (標準報酬月額) 20万円 × 保険料率 4.5% = 毎月の健康保険料 9,000円/月

例 年間の賞与額 50万円の人

年間の賞与額 50万円 × 保険料率 4.5% = 賞与時の健康保険料 22,500円/月

暗算で解けたかな？



健康保険料は、2つの保険料から成り立っている

健康保険料は、「基本保険料」と「特定保険料」にわかれているぞ。

健康保険料

- 基本保険料 … 病気・ケガをしたとき (保険給付) や、病気・ケガの予防 (保健事業) などにあてる保険料
- 特定保険料 … 高齢者の医療を支える費用にあてる保険料

少子高齢化により、高齢者の医療費の支払いが増え、君たちが納める保険料が引き上がる背景もあるが、健康保険のすべては「助けあい」だ！

助け愛！



5 「健康保険」って、どんなときに使えるの？

1

大変だったね…。

はあ〜

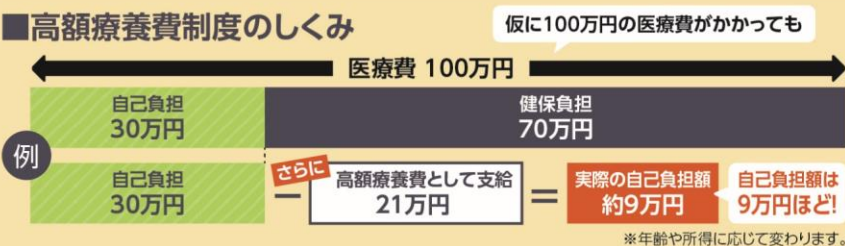
長期の入院だったから、医療費の支払いが心配だな。

2

そんなときでも大丈夫！
健保組合が医療費の**7割**を支払ってくれるぞ！

さらに 医療費が高額になった場合は、健保組合から、「**高額療養費**」が支給されるんだ！

■高額療養費制度のしくみ



貯金しなくてもいいんだ!!!
健保組合、尊すぎる…。

いや、貯金はしよう…。

3

仕事中・通勤中のケガなどには健康保険は使えないぞ!!

※詳しくは3話のマメ知識を確認しよう

■医療費支払いのしくみ

診療・治療

自己負担額の支払い 3割

被保険者(あなた)

医療機関

保険料納付

健保組合

請求

支払い 7割

7割は健保組合から!

健康保険こそがわれわれの暮らしを支えているうっ!!

なるほど

すごい 大げさだな



ものしり先輩の
マメ知識

保険給付は、ほかにもいろいろある

■傷病手当金

業務外の病気やケガのため欠勤して給料がもらえないときなどに支給される

■出産手当金

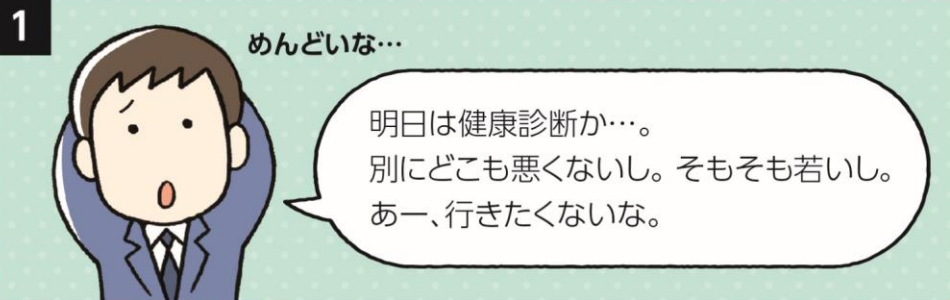
出産のため欠勤して給料がもらえないときなどに支給される

■出産育児一時金

女性の加入者が出産したときに支給される



6 「健康診断」は、自分自身を見つめるチャンス？



3 病気・ケガの予防のための取り組み（保健事業）

■実施状況

人間ドック

30歳以上の従業員と被
扶養者家族(自己負担
5,000円)

けんぽ共同健診

30歳以上の従業員と
被扶養者家族(自己負
担なし)

特定保健指導

40歳以上のメタボ
対象者に実施

歯科事業

歯周病リスクチェック
従業員と被扶養者家
族(自己負担なし)

インフルエンザ予防接種

接種費用の本人負担
額を1,000円とし超
過分を補助

禁煙サポート

継続的な喫煙者に遠隔
で取り組めるサポート
プログラムを導入

健診以外にもこんなにあるんだ!

詳しくは健保組合に
聞いてみよう!



記念日が
増えちゃうかも♡



詳しくは

スタンレー電気健康保険組合

Q 検索



ものしり先輩の
マメ知識

スタンレー電気健保組合の取り組み

スタンレー電気健保組合では加入した君たちとご家族の健康づくり、病気の予防・早期発見に力を入れているぞ。取り組みを確認してみよう。

みんなの助けあいで成り立つ健康保険には、
限りがある。1人ひとりが適切な受診と健康
保持・増進を心がけよう!

スタンレー電気健康保険組合の保健事業

当健康保険組合の保健事業のうち、主なものについてご紹介いたします。

一般健診・人間ドックの補助

- ・ 補助の対象者は、30歳以上(受診日現在)の被保険者と被扶養者です。
- ・ 利用は、年1回(当年4/1～翌年3/31)に限ります。
- ・ 健診は、一般健診(自己負担なし)・人間ドック(自己負担5,000円)がごございます。
- ・ 申し込み方法や、注意点など詳細につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

健康アプリ「KENPOS」

- ・ 健康維持・増進のための健康応援ツールです。
- ・ 体重や歩数など日々の記録等、ご自身の日々の健康管理に役立つコンテンツを用意しています。

「今日」を記録！ 歩数・体重・行動・睡眠・食事・運動などを忘れず記録

貯めたポイントを素敵な商品と交換しよう！

- ①貯める
KENPOSチケットを貯めよう
- ②使う
KENPOSチケットを使ってみよう
- ③ポイントGET
抽選ゲームやイベントでポイントをGETしよう

継続するほどもらえる！

- ・ 電子マネー、ギフトカード
 - ・ インターネットショッピングで使える電子ギフト券
 - ・ コンビニで使えるコーヒー引換券
 - ・ 日用品・カタログギフト・グルメ
- など約20,000点の商品をご用意しています！



当健康保険組合のホームページのURL
<https://www.stanley-kenpo.or.jp/>

スタンレー電気健康保険組合 検索

〒153-8636 東京都目黒区中目黒2-9-13
☎03-6866-2601 fax03-6866-2273

健康保険の給付一覧(70歳未満:令和5年4月現在)

健康保険法で決められている給付が「法定給付」で、協会けんぽでも健康保険組合でも共通して支給されるものです。「付加給付」は、「法定給付」に上乗せして、当健康保険組合が独自に行う給付です。

	法定給付	付加給付
病 気 ・ け が を し た と き	療養の給付(本人)・家族療養費 医療機関に被保険者証を提出して必要な医療・看護を受ける。本人・家族とも、かかった医療費(入院時の食(住)費を除く)の7割(小学校入学前は8割)が健康保険から給付され、3割(2割)を一部負担金として医療機関の窓口で支払う。	一部負担還元金 レセプト(医療費請求書、以下同じ。)1件ごとの自己負担(高額療養費を除く、以下同じ。)から、20,000円を控除した額。 家族療養費付加金 レセプト1件ごとの自己負担から、20,000円を控除した額。
	入院時食事(生活)療養費(本人・家族) 1日3食を限度に1食につき460円を自己負担し、残りを現物支給。療養病棟に入院する65歳以上は1食460円、居住費1日370円を自己負担し、残りを現物支給(低所得者等は減額)。	訪問看護療養費付加金 レセプト1件ごとの自己負担から、20,000円を控除した額。
	訪問看護療養費・家族訪問看護療養費(本人・家族) 在宅の患者が医師の承認を得て、訪問看護ステーションから派遣された看護師等から療養に伴う世話や看護が受けられる。療養の給付・家族療養費と同じ割合の基本利用料が自己負担となる。	訪問看護療養費付加金 レセプト1件ごとの自己負担から、20,000円を控除した額。
	保険外併用療養費(本人・家族) 評価療養(先進医療等)、患者申出療養(国内未承認医薬品の使用等)や選定療養(差額ベッド、歯科の材料差額等)を受けるときは、一般医療と共通する部分の医療費が保険外併用療養費として、療養の給付・家族療養費と同じ割合で健康保険から給付される。一部負担金・標準負担額と先進医療の技術料・差額ベッド料等が自己負担となる。	家族訪問看護療養費付加金 レセプト1件ごとの自己負担から、20,000円を控除した額。
	高額療養費(本人・家族) 一部負担金(基本利用料を含む)が、①暦月での1ヶ月・1人・1医療機関ごとに、②1件21,000円以上を1世帯で合算して、所得区分に応じ定められた自己負担限度額(★)を超えたときは、超えた額を医療にかかった比率に応じて高額療養費として、あとで健康保険組合から払い戻される。 ※「限度額適用認定証」を提示すれば、高額療養費が現物給付となる。 「限度額適用認定証」は入院のほか、外来診療についても利用できる。	合算高額療養費付加金 合算高額療養費にかかる自己負担から、レセプト1件につき20,000円を控除した額。
	高額医療・高額介護合算療養費(本人・家族) 12ヶ月の医療費と介護保険の自己負担の合計が所得区分に応じ定められた自己負担限度額(☆)を超えたとき、その超えた額を医療、介護の比率に応じて按分した額が給付される。	傷病手当金付加金 標準報酬日額(※)の15%
	療養費(本人・家族) 出先で急病にかかり、保険証を持ち合わせていなかった等のやむを得ない事情で保険を使えなかった場合、輸血のための生血、コルセット、医師の同意を得てあんば、はり、灸、マッサージにかかった費用なども療養費に該当。	出産手当金付加金 標準報酬日額(※)の15%
	移送費・家族移送費 入院・転院または転地療養が必要と医師が認めた場合で、歩行が困難なときに受けられる。原則として事前に健康保険組合の承認が必要。	埋葬料付加金 50,000円 家族埋葬料付加金 30,000円
出 産 し た と き	傷病手当金(本人) 病気・けがのため引き続き4日以上仕事を休んで給料が受けられないとき、4日目から1日につき標準報酬日額(※)の3分の2が健康保険から給付される。支給期間は支給開始日から遡算して1年6ヶ月。	埋葬料付加金 50,000円 家族埋葬料付加金 30,000円
	出産育児一時金(本人)・家族出産育児一時金 妊娠4ヶ月以上で出産(生産・死産)したとき、1児ごとに500,000円(産科医療補償制度へ未加入の医療機関で出産の場合488,000円)が給付される。	出産手当金付加金 標準報酬日額(※)の15%
死 亡 し た と き	出産手当金(本人) 出産のために給与が受けられないとき、1日につき標準報酬日額(※)の3分の2が健康保険から給付される。支給期間は、出産日より前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日までの期間。出産が予定日より遅れた場合、その期間も給付される。	埋葬料付加金 50,000円 家族埋葬料付加金 30,000円
	埋葬料(埋葬費)(本人) 本人が死亡し、家族が埋葬を行ったときは埋葬料、友人や勤め先などが埋葬を行ったときには埋葬費が給付される。給付額は、埋葬料が50,000円、埋葬費が50,000円の範囲内で実費。 家族埋葬料(家族) 被扶養者が死亡したとき、50,000円を給付。	

標準報酬月額	★自己負担限度額(月額)	☆高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額	
		70歳未満が いる世帯	70～74歳がいる世帯
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	212万円	
53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	141万円	
28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	67万円	
26万円以下	57,600円	60万円	56万円
低所得者	35,400円	34万円	低所得 I 19万円 II 31万円

※標準報酬日額=支給開始月を含む直近の12ヶ月の各月の標準報酬月額平均額÷30
被保険者期間が1年間に満たない人は、当該者の被保険者期間における標準報酬日額の平均が、当該組合の全被保険者の平均標準報酬日額のいずれか低い額。